

告示

埼玉県告示第千二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	薬局 マツモトキ ヨシ 草加店	
所在地	草加市高砂二 一六―九フ アミールプラ ザ草加一F	
開設者名	株式会社マツ モトキヨシ	
サービスの種類	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和五年六月一 日	
	アップル薬局 松原団地店	
	草加市栄町三 一六―二	
	株式会社ア ツケアネツ ト	
	介護予防居宅 療養管理指導	
	令和五年五月一 日	